



サステナビリティ報告、 GRI及びGRIスタンダード

キャロル・アダムス、GSSB議長

待場 智雄、GSSBメンバー

バスティアン・バック、GRIチーフ・スタンダード・オフィサー

本資料では、本セミナーのための日本語参考訳をお示ししています。
本資料の無断転載は禁止されています。

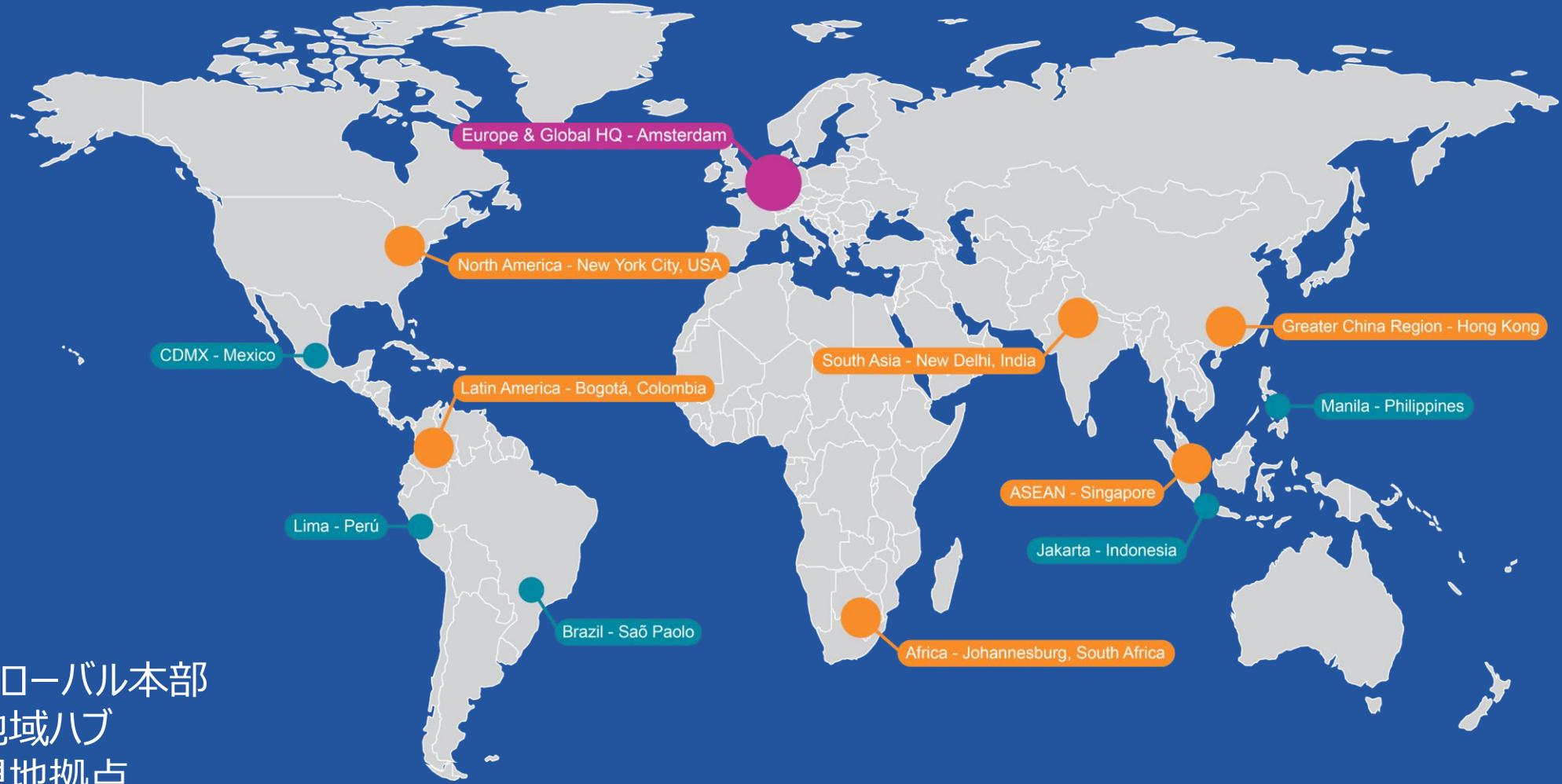
サステナビリティ報告の進化 – 組織の最も重大なインパクトに関する報告を主流にするうえでのGRIの役割

GRIについて

- GRIは、企業の透明性に関する**グローバルな共通言語**を提供する、**独立した、国際的な組織**である。
- 我々は、企業及び他の組織が**サステナビリティ・インパクト**を理解し伝達することを支援する。
- 我々は、世界で最も広範に採用されている、サステナビリティ報告のフレームワークである**GRIスタンダード**を提供しており、**公共財のように自由に利用可能である**。
- GRIは、**非営利組織**であり、我々の活動は、我々が提供するサービス並びに我々の作業を支援する政府及び他の資金提供者により資金提供されている。

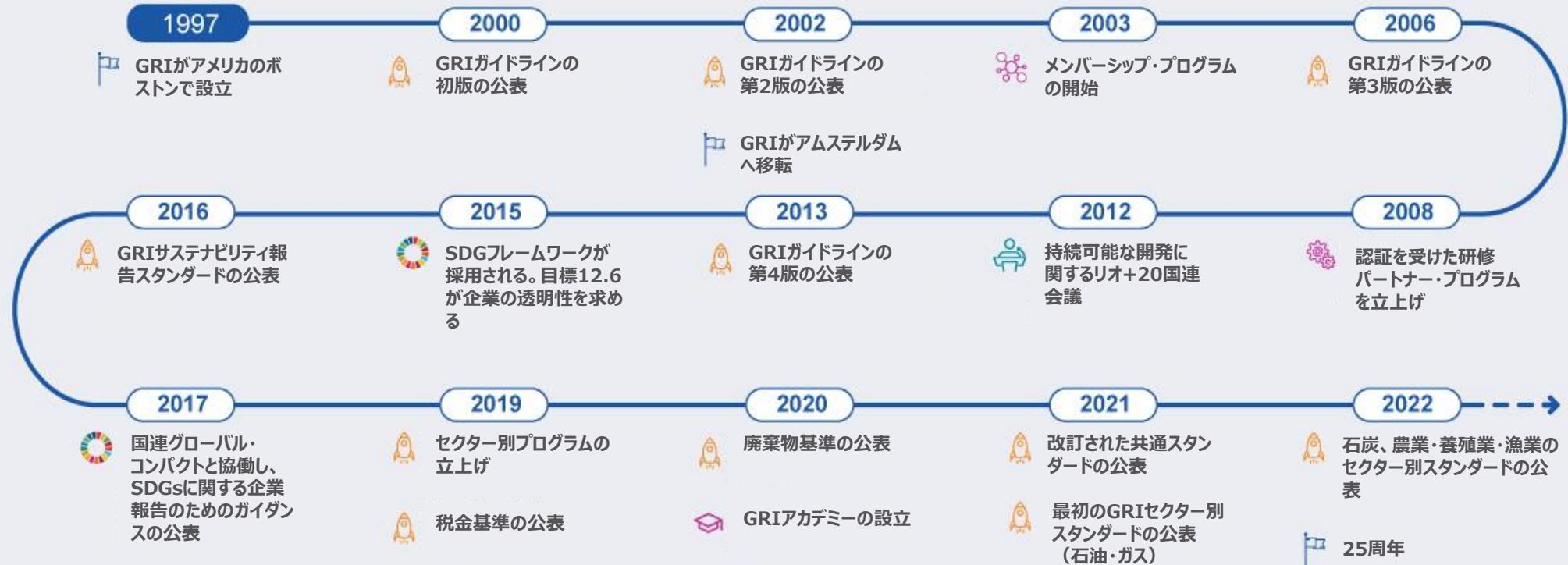
GRIの拠点

我々のグローバル本部は、アムステルダムにあり、6つの地域のネットワークが戦略的プレゼンスを世界中に提供している。



- グローバル本部
- 地域ハブ
- 現地拠点

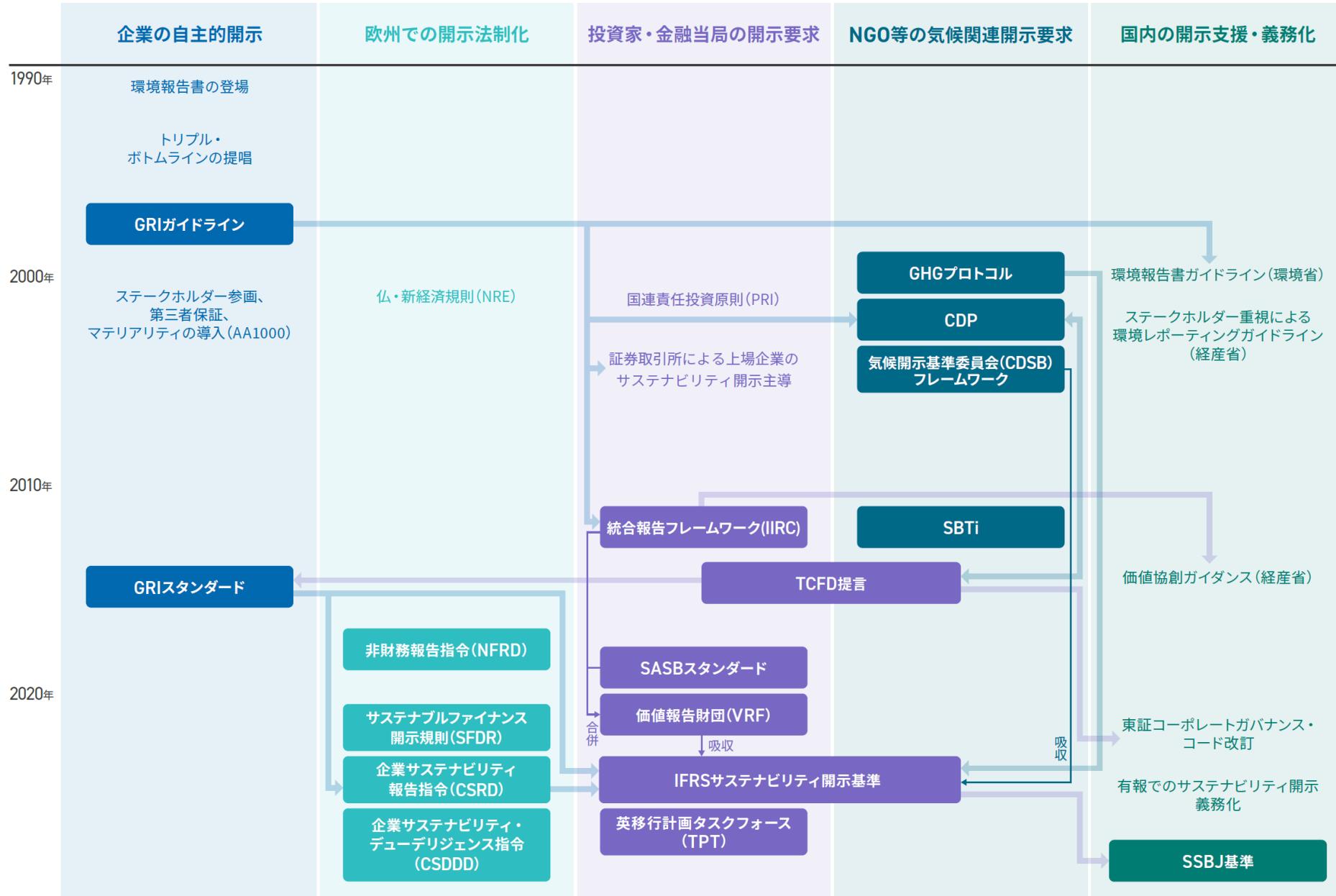
GRIの歴史のタイムライン



日本におけるGRIの歴史



※ → は基準内容への影響を表す



78%

世界の最も大規模な250社のうち、GRIを使用してサステナビリティに関して報告した割合

14,000超

毎年GRIレポートを公表する組織の数

500超

85か国から参加するGRIコミュニティのメンバーの組織の数

1,500超

GRI認定サステナビリティ・プロフェッショナルの人数

100超

57か国にわたりGRI認定研修コースを提供する、研修パートナーの数

846,000

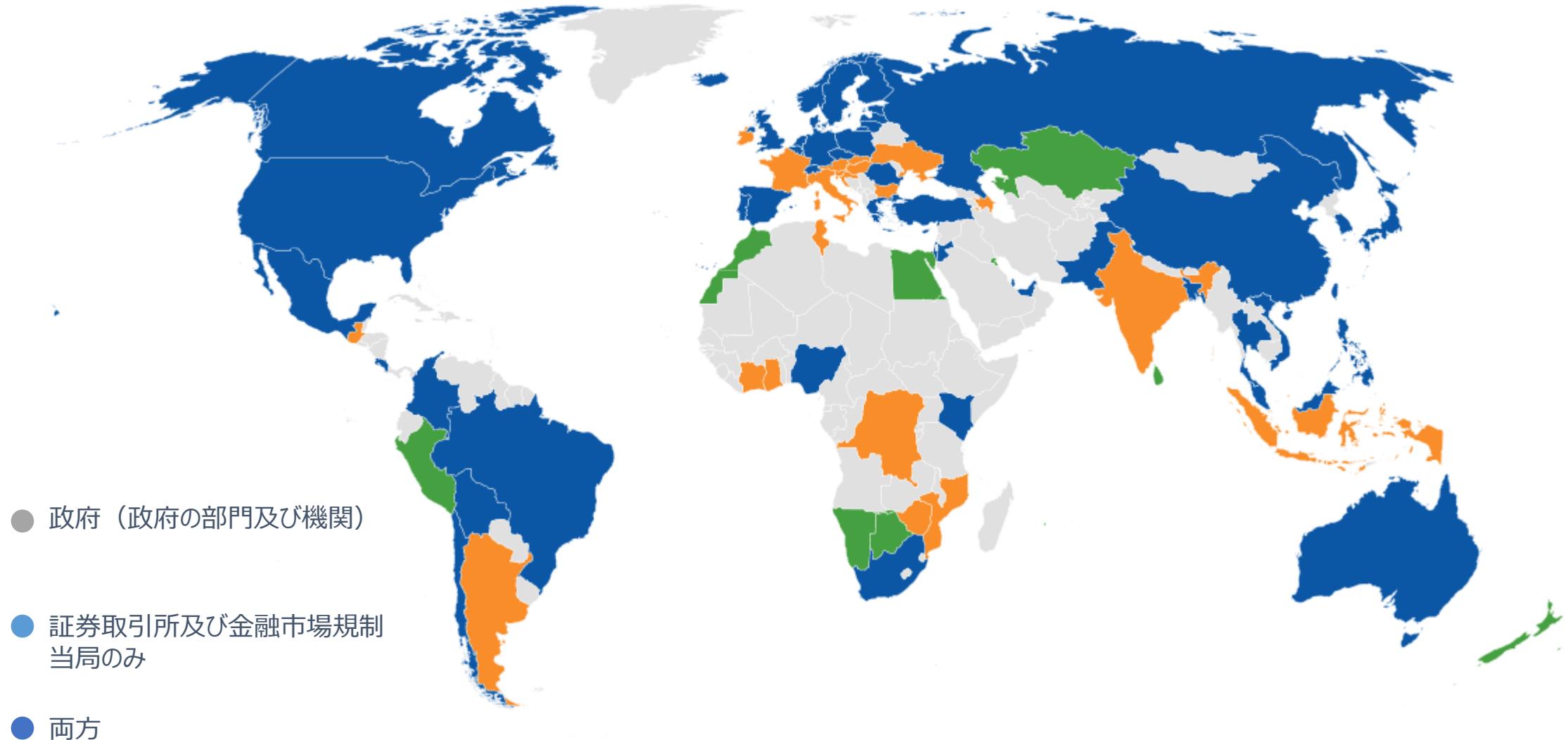
2023年におけるGRIスタンダードの固有のダウンロード数

100超

GRIが許諾したソフトウェア及びツールを提供するパートナー企業の数

GRIがグローバルな方針に与える影響

102か国における289の方針が、報告のためにGRIを参照又は要求している



日本における方針の参照

- 環境省（MoE）の「環境報告ガイドライン」（初版：2000年、最新の第5版：2018年）は、GRIガイドラインを参照し、開発された。2005年に公表された、第2版（2003年）及びGRIガイドライン（2002年）の相互運用可能性ガイダンスはこちら www.env.go.jp/content/900498857.pdf を参照のこと。
- 経済産業省（METI）の「ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン」（2021年）は、GRIガイドラインを参照し、開発された（このガイドラインは廃版）。
- 環境省の「環境報告ガイドライン」（2018年）は、ガバナンス、リスク管理、バリュー・チェーン管理、戦略及びマテリアリティに関する補遺を提供しており、マテリアリティ及び他の側面について、GRIを参照している。
www.env.go.jp/policy/j-hiroba/kigyo/Kaisetusyo_shousai_all_190325.pdf
- 日本取引所グループ（JPX）は、SSE（Sustainable Stock Exchanges）イニシアティブが策定した「ESG情報の報告に関する企業向けモデルガイダンス」に従い、「ESG情報開示実践ハンドブック」（2020年）を公表した。これは、GRIを強く参照している。
www.jpx.co.jp/corporate/sustainability/esg-investment/handbook/nlsgeu000004n8p1-att/handbook.pdf
- 2024年3月に公表されたサステナビリティ基準委員会（SSBJ）の公開草案は、SSBJ基準に基づく報告者が参照する可能性がある基準として、ESRSとともにGRIの参照を含んでいる。
www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/2024ed01_02.pdf

GRIスタンダードの義務的な採用

GRIスタンダードは、少なくとも、85か国における259の方針において参照又は要求されている

GRIスタンダードの使用が明示的に要求されている	遵守のために、GRIスタンダードを使用できると記述する義務的な報告の方針	GRIスタンダードに整合した義務的な報告要求事項
<p>台湾 – 上場企業 エジプト – 国立銀行 ジンバブエ – 上場企業</p>	<p>ヨルダン – 上場企業 モロッコ – 上場企業 フィリピン – 上場企業 シンガポール – 上場企業 スウェーデン – 国有企業 オーストラリア – 国別報告書 (CbCr) (GRI 207) - MNEs 香港 – 上場企業 インドネシア – 上場企業 スイス – 一定規模を超えるすべての企業がESRS又はGRI及びISSBの組み合わせを使用することが要求される (提案は協議中)</p>	<p>EU – ESRS インド – インド証券取引委員会 中国 – 深圳、北京及び上海証券取引所</p>

多くの証券取引所がGRIを参照又は要求している

世界の**40以上**の証券市場及び市場規制当局が、GRIに言及した上場企業向けサステナビリティ報告の方針を有している



世界におけるGRIの採用

GRIスタンダードはサステナビリティ報告のために最も広く用いられている

売上高250百万ドルを超える上場企業が、それぞれの報告フレームワークを用いている割合

選択されたアジア太平洋の法域及び世界	GRI	SASB	CDP	SDG	TCFD
日本	28%	13%	19%	37%	33%
中国	14%	4%	4%	11%	9%
香港	38%	12%	12%	35%	35%
台湾	57%	45%	30%	49%	48%
韓国	40%	33%	26%	33%	32%
世界	36%	23%	20%	32%	30%

ソース : GRI Adoption Study 2023

87%

日本の時価総額上位100社のうち、GRIを用いている割合 (KPMG Survey of Sustainability Reporting 2022)

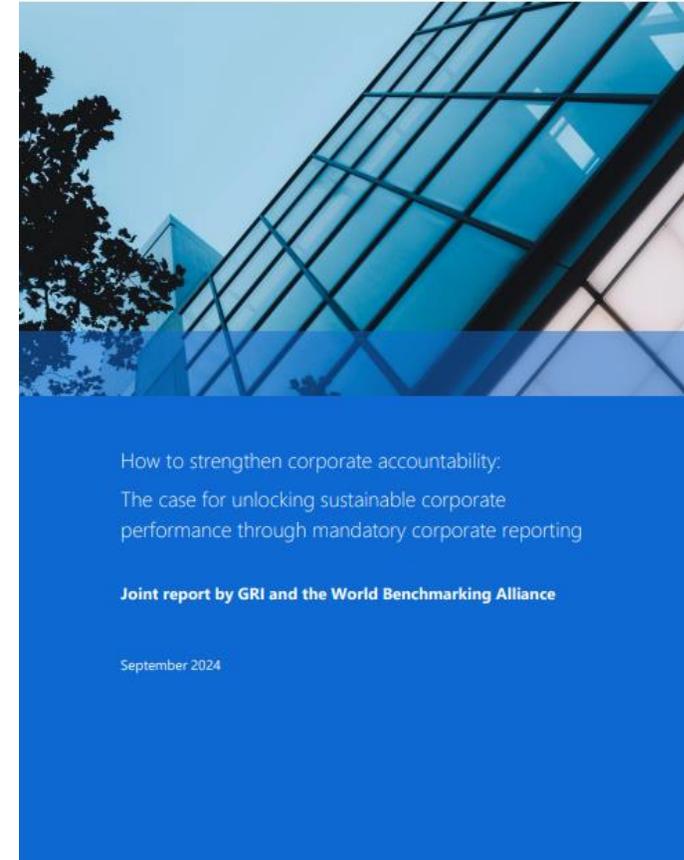
83%

日本の売上高上位100社のうち、GRIを用いている割合 (GRI Adoption Study 2023)

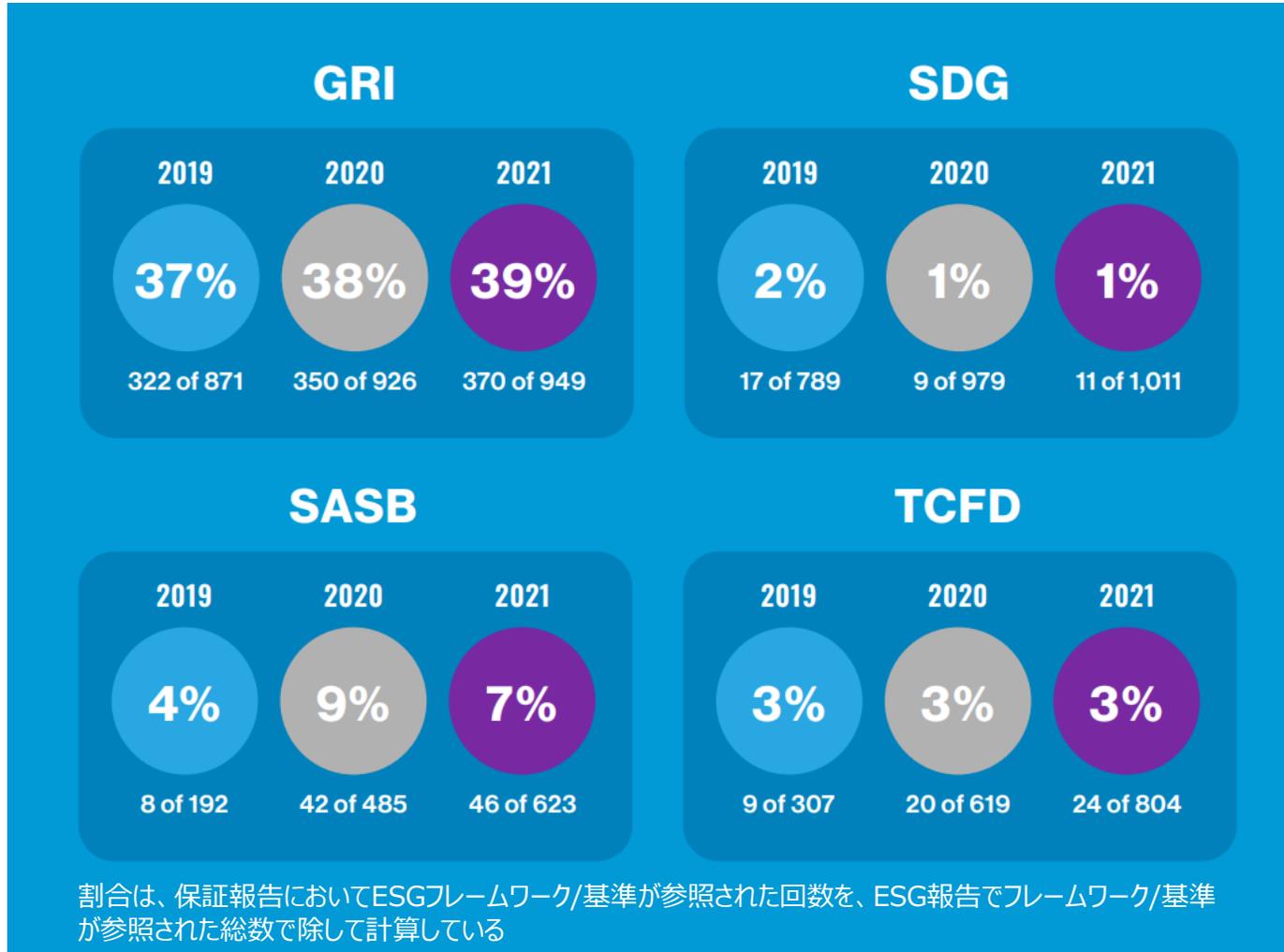
企業による開示がより良いパフォーマンスをもたらす



- GRIコンテンツ・インデックスを公開している企業は、通常、World Benchmark Alliance (WBA)のCore Social Indicators (CSIs)のスコアが少なくとも**47%他社よりも高い**
- また、GRIスタンダードへの厳格な準拠を明らかにしている企業は、要求事項を部分的にのみ準拠している企業よりもスコアが高くなる傾向がある



サステナビリティ開示の保証の現状



‘GRI スタンドに依り開示された情報は、他の報告フレームワーク又は基準より保証されていることが多い’

21か国の1,350社を評価した結果、74%がGRIスタンダードを用いて報告している

GRIスタンダードは、サステナビリティ・パフォーマンス報告のための**グローバル・ベスト・プラクティス**を表し、情報の**比較可能性**及び**質**を向上させている

GRIは頑健な**マルチステークホルダー・アプローチ**を通じて運営し、**GRIスタンダード**の開発において、多様なステークホルダーの参加及び**専門知識**を確実にしている



- GRIスタンダードは、組織が経済、環境及び人々に与える**最も著しいインパクトを公開**できるように設計されている
- GRIスタンダードは、3つのスタンダードを含む**モジュラー・システム**である
 - **共通スタンダード**
 - **セクター別スタンダード**
 - **項目別スタンダード**



マテリアルな項目の決定

GRI 1の主要な概念

インパクト

組織が、その活動又は取引関係の結果、経済、環境又は人権を含む人々に及ぼす又は及ぼすことがありうる影響

マテリアルな項目

組織が経済、環境及び人権を含む人々に与える最も著しいインパクトを表す項目

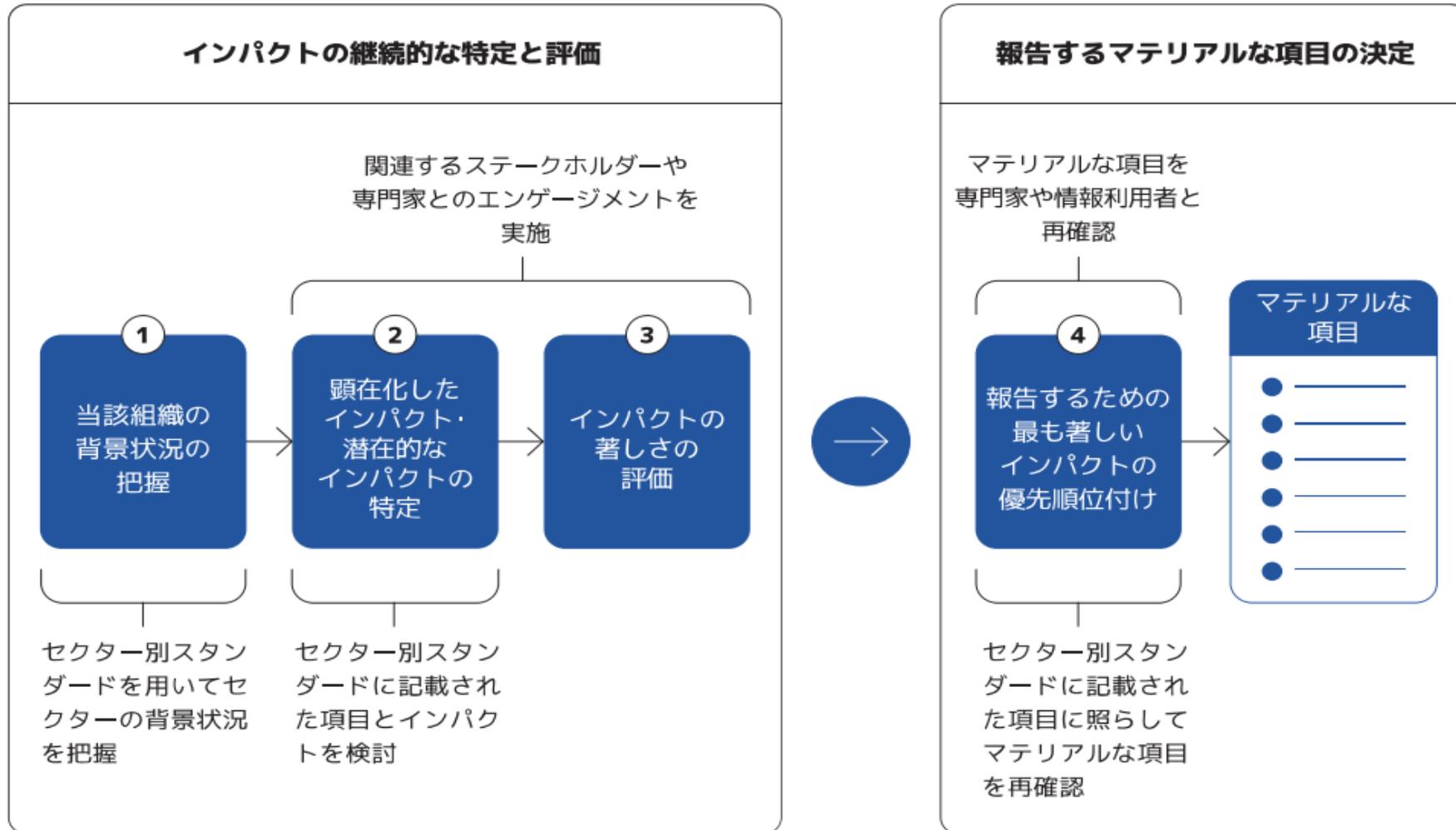
デュー・ディリジェンス

顕在化した及び潜在的なマイナスのインパクトについて、組織がこれを識別、防止、軽減し、対処に責任を負うプロセス

ステークホルダー

組織の活動によって影響を受ける又は受けることがありうる利害関係を有する個人又はグループ

マテリアルな項目の決定プロセス



インパクトの 著しさの評価

潜在的なマイナスのインパクトの**著しさ**の評価（ステップ3）はインパクトの深刻度及び発生可能性によって決定される。

顕在化した又は潜在的なマイナスのインパクトの**深刻度**は、次の特性によって決定される。

- **規模**： インパクトがどの程度重大か
- **範囲**： インパクトがどの程度の範囲に及ぶか。例えば、環境被害の影響を受ける人数や環境破壊の程度
- **是正困難度**： 結果として生じる損害を弱める又は償うことがいかに困難か

潜在的なマイナスのインパクトの**発生可能性**とは、そのインパクトが生じる確率のことである。インパクトの可能性の測定又は決定は、定性的又は定量的のどちらでも行うことができる。



投資家、規制当局及び証券取引所は、サステナビリティ報告の**主要な聴衆**である。彼らは、**責任ある投資**を提供し、透明性がある持続可能な資本市場を生み出すために、報告された情報の使用において重要な役割を果たす。



投資家は、GRIスタンダードを用いて報告されたインパクトに関心を持つ。なぜなら、

- 投資家は、関連するリスク及び機会について**自ら評価**を行いたいからである。
- 投資家は、**長期**の投資家であり、長期的なインパクトは組織に対して財務的影響があることを認識しているからである。
- 投資家は、インパクトに関する明示的な**目的**を有するからである。



上場企業のサステナビリティ（又はESG）報告のために、**GRIスタンダードの使用を参照又はその使用を要求**する世界中の証券取引所及び規制当局は増えている。

インパクトから リスク及び機会へ

- 組織の**インパクト**は、すべてではないが、その**ほとんどが、最終的にはリスク及び機会**となる。
- 組織の**インパクト**は、組織が依存する**資源及び関係**の利用可能性、品質及び入手可能性に**影響を与え**、組織に**リスク及び機会を生み出す**可能性がある。
- これらの**リスク及び機会**は、組織の**ビジネス・モデル**又は**戦略**、結果として、短期、中期又は長期にわたり、組織の**キャッシュ・フロー**、**ファイナンスへのアクセス**又は**資本コスト**に**影響を与える**可能性がある。
- **インパクト**の理解は、組織の**インパクト**から生じる**リスク及び機会**の特定における**必要な最初のステップ**である。
- GRIのGSSBは、これに対処する方法に関する**ガイダンス**を開発している。



GRI

GRI 101: 生物多様性 2024

なぜGRIの生物多様性スタンダードを改訂するか



1

グローバルに先例のない、
気候変動との深い相互のつながり
のある生物多様性損失

2

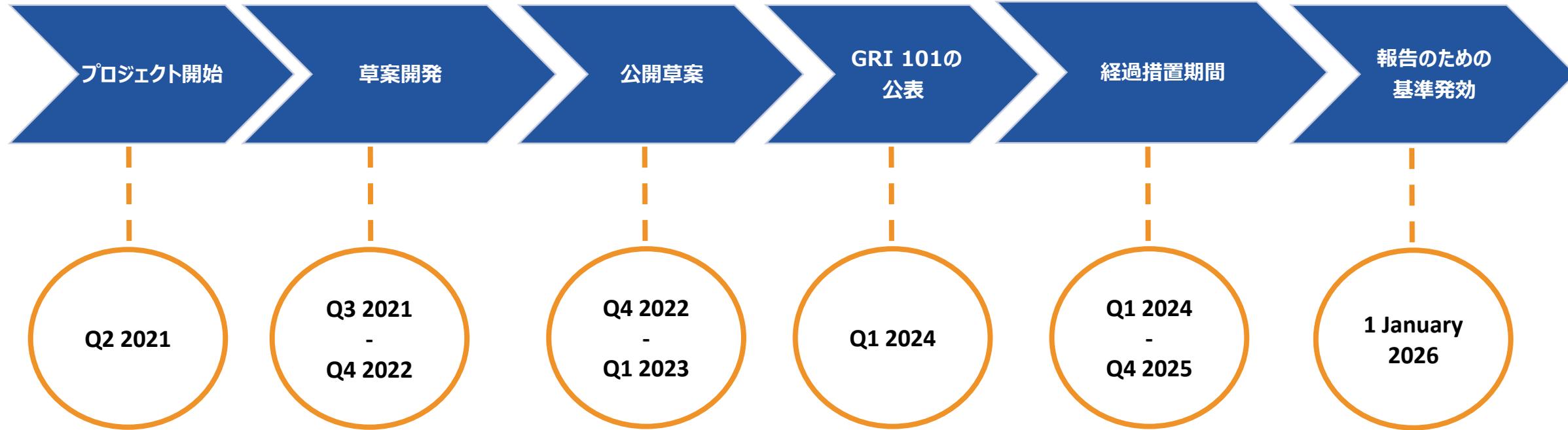
国連の持続可能な開発に関する
2030年のアジェンダでの
主要なテーマとしての
生物多様性の特徴

3

透明性に対する需要が高まる
一方、一貫性及び比較可能性
が欠如する生物多様性の報告

4

ベスト・プラクティスの表明
及び関連する当局の文書との
整合性





[メンバーの経歴についてはこちらをクリック](#)

生物多様性の開示環境

国際機関の発行文書



国際的なフレームワーク及びイニシアティブ



サステナビリティ報告基準

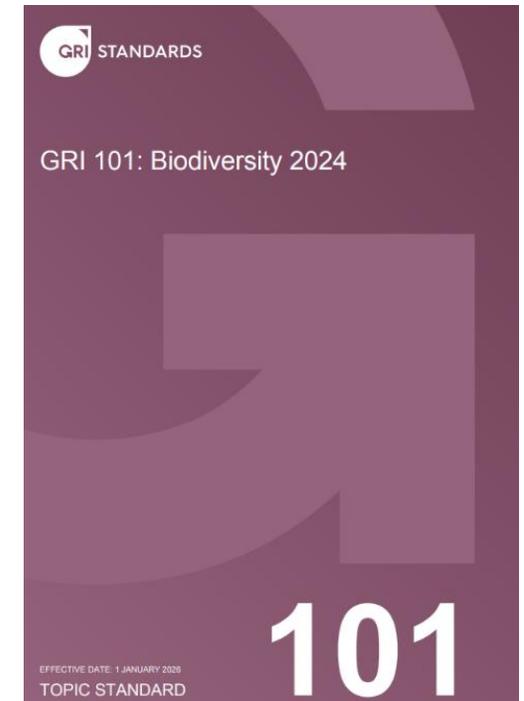


ESRS E4
Biodiversity and ecosystems

ベンチマーキング



統合され、相互につながりのある報告



ロールアウト

活動

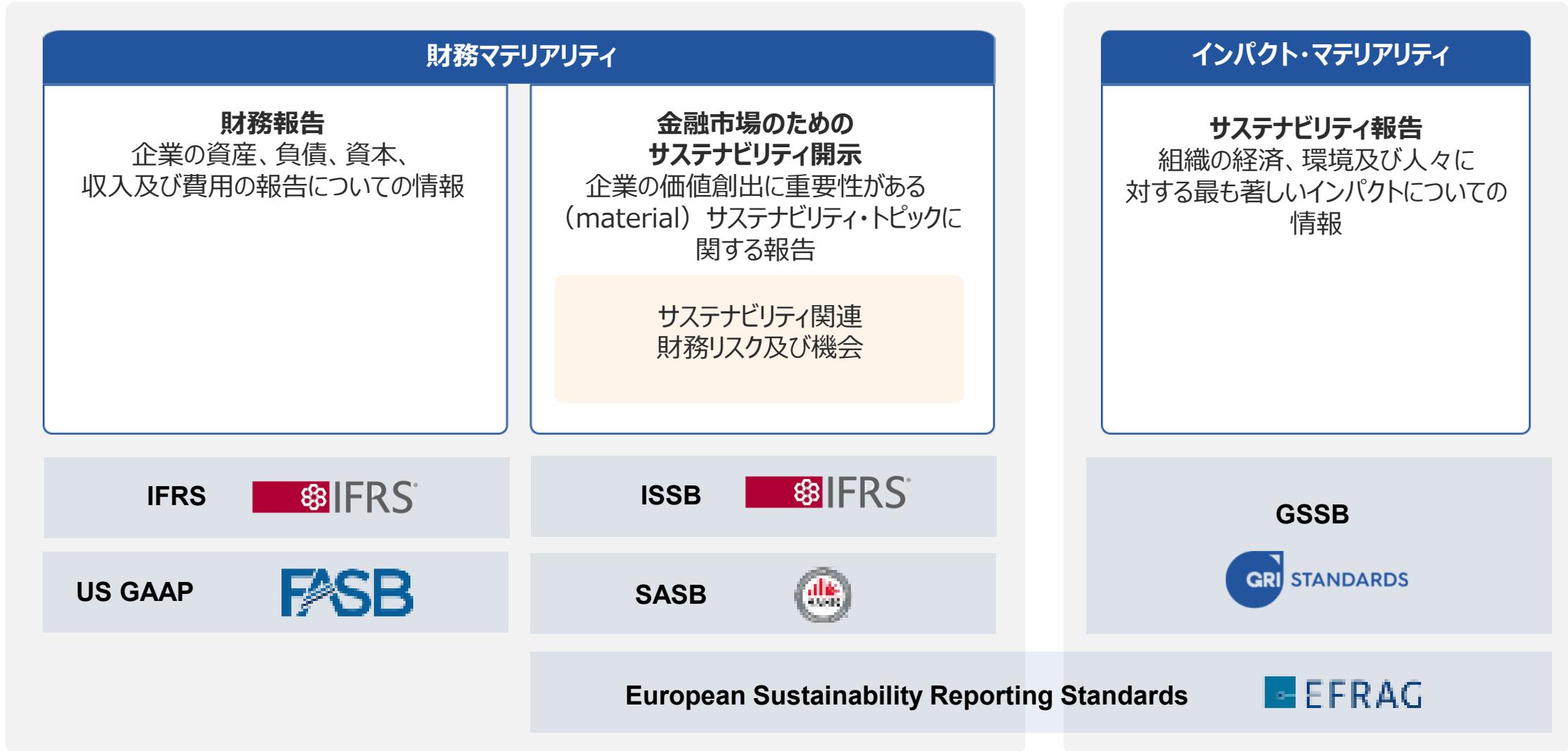
- コミュニティ・メンバーとのパイロット・プログラム
- 次の主要なイニシアティブとの継続的な協働
 - ISSB
 - TNFD
 - Nature Positive Initiative
- COP 16 への参加

リソース

- [基準](#)
- [翻訳](#)（10ヶ国語）
- [GRI アカデミー・コース](#)
- 相互運用可能性のマッピング
 - [GRI – TNFD](#)
 - GRI 101- ESRS E4（近日予定）
- ビジネス・ケース・スタディ（近日予定）

報告環境におけるGRIスタンダード

サステナビリティ開示と同意語として知られている

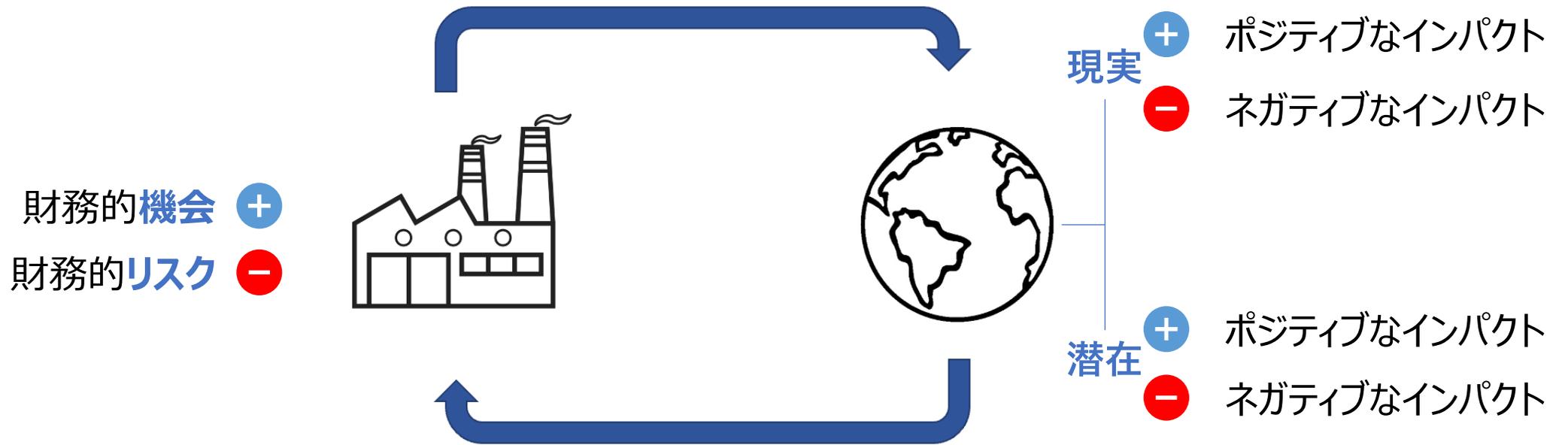


ダブル・マテリアリティ

インパクト、リスク及び機会の全体像

インパクト・マテリアリティ

組織の行動及び製品が人々及び地球にどのようにインパクトを与えるか



財務マテリアリティ

サステナビリティ事項が組織の財務にどのように影響を与えるか

グローバルな協力の正式化

- GRI及びGSSBは、ISSBの作業及びIFRSサステナビリティ開示基準（SDS）の立ち上げを歓迎する。
- GRI及びGSSBは、リスク及び機会についての報告を増やすために著しい作業が必要とされており、現在の報告のレベルが不十分であることを認識している。
- 2022年にISSBとのMOUが合意され、その後2024年5月の補遺でIFRS SDSとGRIスタンダードの協力及び整合の強化が発表された。これらは称賛され、投資家及び他のステークホルダーについての情報を共に強化する。
- **企業報告のためのグローバル・システム**には、**共通の包括的な報告言語**に移行するために、GRIスタンダード、インパクトについての報告及びインパクトを管理するアプローチを含めるべきであると認識

GRIとISSBとの間の協力のタイムライン



相互運用可能性に対する初期のステップ^o

2024年 1月

「GRIスタンダード」及びISSB基準を適用するにあたってのGHG排出に関する相互運用可能性の考慮事項

目次

はじめに	1
GHG排出に関連するGRI 305及びIFRS S2号の要求事項の分析	2-4
GHG排出に関連するGRI 305及びIFRS S2号の要求事項のマッピング	5-13

はじめに

本文書は、会社が「GRI 305：大気への排出2016」（GRI 305）及びIFRS S2号「気候関連開示」（IFRS S2号）の両基準に従い「スコープ1」、「スコープ2」及び「スコープ3」の温室効果ガス（GHG）排出を測定し、開示するにあたり、考慮すべき両基準間の相互運用可能性の領域を例示している^{1,2}。

本文書は、GRI 305及びIFRS S2号における要求事項の包括的な評価ではない。「GRIスタンダード」又はISSB基準を適用するにあたり、作成者は、それぞれの重要性（materiality）の定義を含め、「GRIスタンダード」及びISSB基準をそれぞれ参照しなければならない。

ISSB基準によれば、情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、投資者の意思決定に当該情報が影響を与える（influence）と合理的に見込み得る場合には、重要性がある（material）。ISSB基準は、投資者の情報ニーズを満たすことに焦点を当てている³。

「グローバル・サステナビリティ・スタンダード・ボード」（GSSB）が定めた「GRIスタンダード」によれば、トピックは、経済、環境及び人々に対する組織の最も重大な（significant）インパクト（人権に対するインパクトを含む。）を与える（represents）場合には、重要性がある（material）。「GRIスタンダード」は、投資者を含む利害関係者の情報ニーズを満たすことに焦点を当てている。

本文書は、現在改訂中の2016年版のGRI 305を用いており、GRI 305に対する変更を反映するために更新される予定である⁴。

既存のデータを用いるGRI報告者がIFRS S2号の要求事項に準拠することを支援するため、GHG排出についての相互運用可能性ガイダンスがISSBと共同で公表された。

¹ 本文書は、会社がGHG排出についての開示を提供することが要求される状況を分析していない。

² 「GRIスタンダード」は、作成者について言及するために「組織（organization）」を用いており、すべての種類の組織に適用する。また、ISSB基準は、作成者について言及するために「企業（entity）」を用いている。本文書は、包括的な用語として「会社（company）」を用いる。

³ 企業は、情報に重要性がない（not material）場合、ISSB基準で要求される情報であっても、また、ISSB基準が特定の要求事項のリスト又は最低限の要求事項を定めている場合であっても、これを開示する必要はない（IFRS S1号B25項）。

⁴ <https://www.globalreporting.org/standards/standards-development/project-for-climate-change-standards/>を参照。



- GRI及びエフラグは、2021年7月に「協働声明」に署名し、**共同作成関係**を締結した。
- ESRS草案の開発における緊密な協力を認め、エフラグ及びGRIは、それぞれの基準の間で**高いレベルの相互運用可能性を達成している**ことを認めている。
- ESRS内の**インパクト開示**は**GRIスタンダードを基礎としている**ため、GRI報告者は新たなEUの要求事項に準拠するのに最適な立場にいる。
- 項目がマテリアルで、**利用できるESRSがない**場合は、ESRSは企業に当該項目に関する開示についてGRIスタンダードを指示する。

GRI、新たなEUサステナビリティ報告基準における「共同作成者」としての役割を歓迎

公開日：2021年7月9日



GRI及びエフラグが署名した「協働声明」

[詳細はこちら](#)

GRIスタンダードとESRSとの間の相互運用可能性

- エフラグ及びGRIは、インパクト報告に関連する基準間での**高いレベルの相互運用可能性**を達成している。
- GRI及びエフラグは、ESRS報告者がESRSサステナビリティ文書を通じて、GRIスタンダードによって報告することを支援するために、**共同の相互運用可能性の索引[案]**を公表している。
- ESRSの下で報告する事業体は、GRIスタンダードを**参照して報告している**とみなされることができる。

高いレベルの相互運用可能性

-  横断的、項目的及びセクター別スタンダードで同様の構造
-  サステナビリティ項目及びセクターが同様の範囲
-  インパクト・マテリアリティの定義及びステップが整合
-  インパクトについての開示が完全に又は密接に整合している

エフラグとの協力の更新

新たなMoUにおける協働の領域には、次を含む。

- **基準及びガイダンス**の開発におけるさらなる協力。
これには、既存及び新たなセクター別スタンダード、EUにおけるSMEに対するプロポーショナルリティを踏まえた報告、並びにCSRDが適用される非EU企業に対する基準を含む。
- ESRS作成者及び利用者に対する**教育及び研修**。
これには、GRIをESRSの研修組織として認定し、GRIの教育及び専門認証プログラムを活用するステップを含む。
- 簡素化されたタグ付けシステム及び両基準間のデジタル対応表によるデジタル**XBRLタクソノミ**の相互運用可能性

エフラグ及びGRI、より深い絆で協力を強化

公開日：2023年11月30日



「GRI-ESRS 相互運用可能性の索引」が公開され、新たな協働の合意に達した

[詳細はこちら](#)

「GRI-エフラグ共同 相互運用可能性索引」

GRI STANDARDS	GRI DISCLOSURES AND REQUIREMENTS	ESRS DISCLOSURE REQUIREMENTS	NOTES	EXPLANATION
GRI 2: General Disclosures 2021	2-1 Organizational details	See requirements of Directive 2013/34/EU		
	2-2 Entities included in the organization's sustainability reporting	ESRS 1 5.1, ESRS 2 BP-1 §5 (a) and (b) 1		
	2-3 Reporting period, frequency and contact point (2-3-a and 2-3-b)	ESRS 1 §73		
	2-4 Restatements of information	ESRS 2 BP-2 §13, §14 (a) to (b)		
	2-5 External assurance	See external assurance requirements of Directive (EU) 2022/2464		
	2-6 Activities, value chain and other business relationships	ESRS 2 SRM-1 §40 (a) i to (a) k, (b) to (c), §42 (c)		
	2-7 Employees	ESRS 2 SRM-1 §40 (a) iii, ESRS S1 S1-6 §50 (a) to (b) and (d) to (e), §51 to §52		
	2-8 Workers who are not employees	ESRS S1 S1-7 §55 to §56	(3)	GRI 2-8 covers workers who are not employees and whose work is controlled by the organization. ESRS S1-7 covers non-employee workers: people with contracts with the undertaking to supply labour ("self-employed people") or people provided by undertakings primarily engaged in "employment activities" (NACE Code N78)
	2-9 Governance structure and composition (2-9-a (for public-interest entities only), 2-9-b, 2-9-c-i, c-ii, c-iii)	ESRS 2 GOV-1 §21, §22 (a), §23, ESRS G1 §5 (b) See also corporate governance statement requirements of Directive 2013/34/EU for public-interest entities		
	2-10 Nomination and selection of the highest governance body	This topic is not covered by the list of sustainability matters in ESRS 1 AR §16		

GRIスタンダードを参照又は準拠して報告することを
主張したいESRS報告者向け

ESRS-GRIスタンダード データ・ポイント・マッピング[案]

ESRSを適用する際に既存の報告を活用したい
GRI報告者向け

最終版は11月24日に公表される。

概要：CSRDとは何か

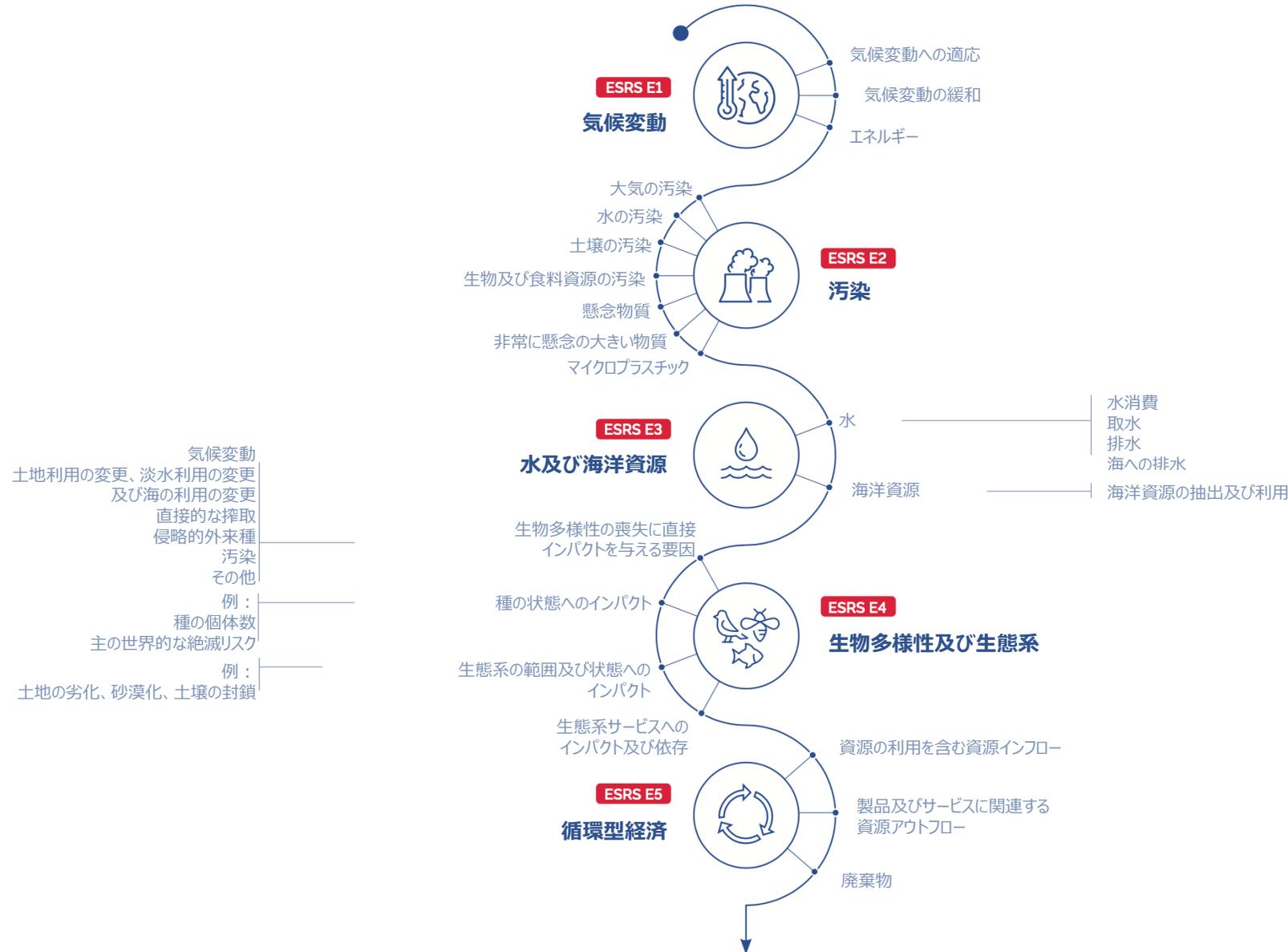
- 欧州における大規模企業及び上場SME（約42,500社）に対する義務的報告体制（GRIスタンダードに整合）
- EUに子会社又は支店を有し、EU市場で重大な収益が発生している非EU企業に対する義務的報告
- 既存のグローバル基準を可能な限り基礎とした欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の義務的使用（12のセクター横断的基準及び今後のセクター固有基準）
- 人々及び環境に対する企業の活動のインパクト、並びにサステナビリティ事項が企業にどのような影響を与えるかの両方の報告を企業に要求するダブル・マテリアリティのアプローチ
- すべての財務及びサステナビリティ情報に適用される単一のデジタル・フォーマット
- バリュー・チェーンに関連する情報を含む、企業のサステナビリティ情報の義務的保証
- 将来的に他の法域における報告体制と同等なものを設定する可能性

CSRD: 誰が、いつ?

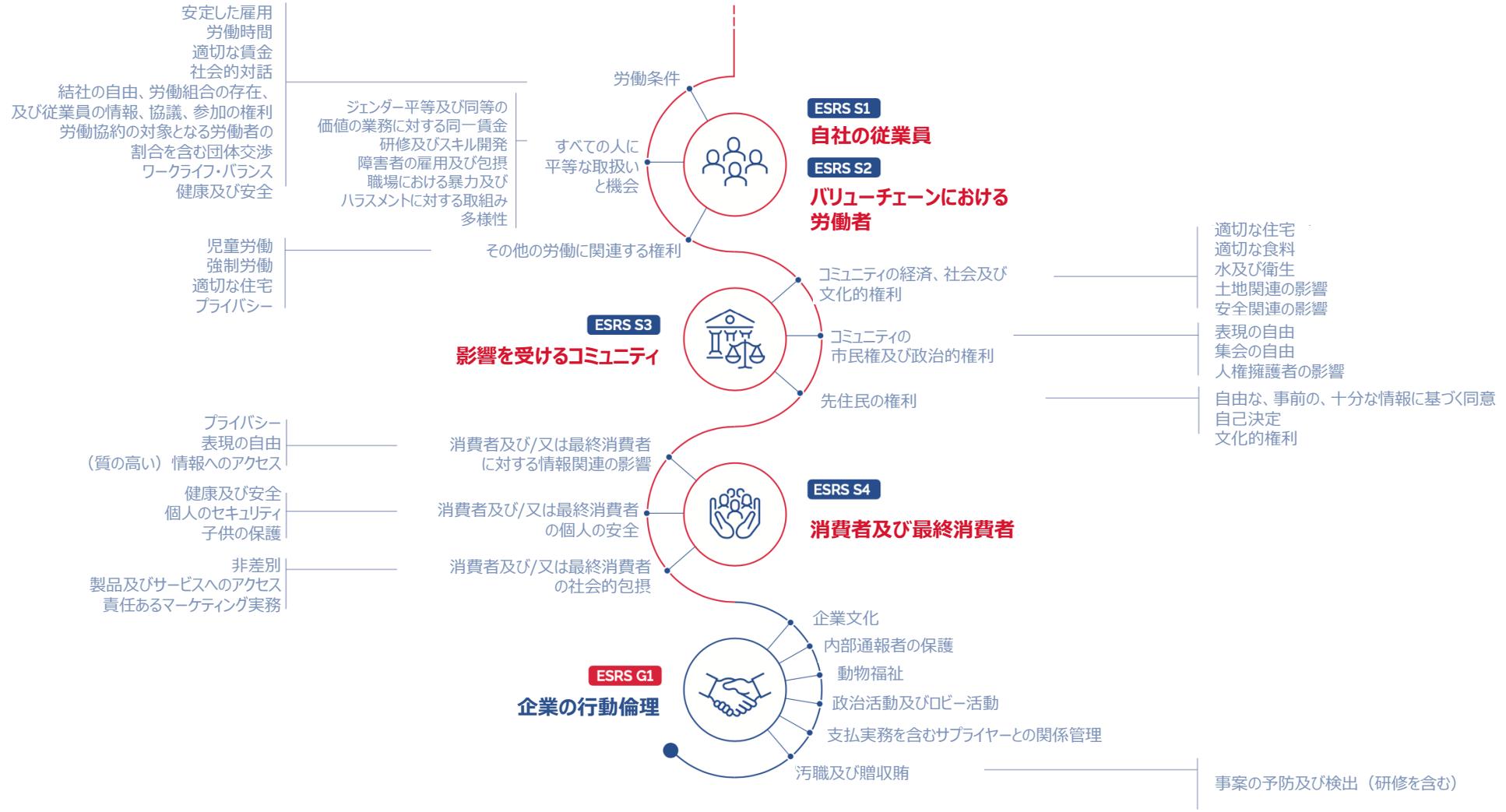


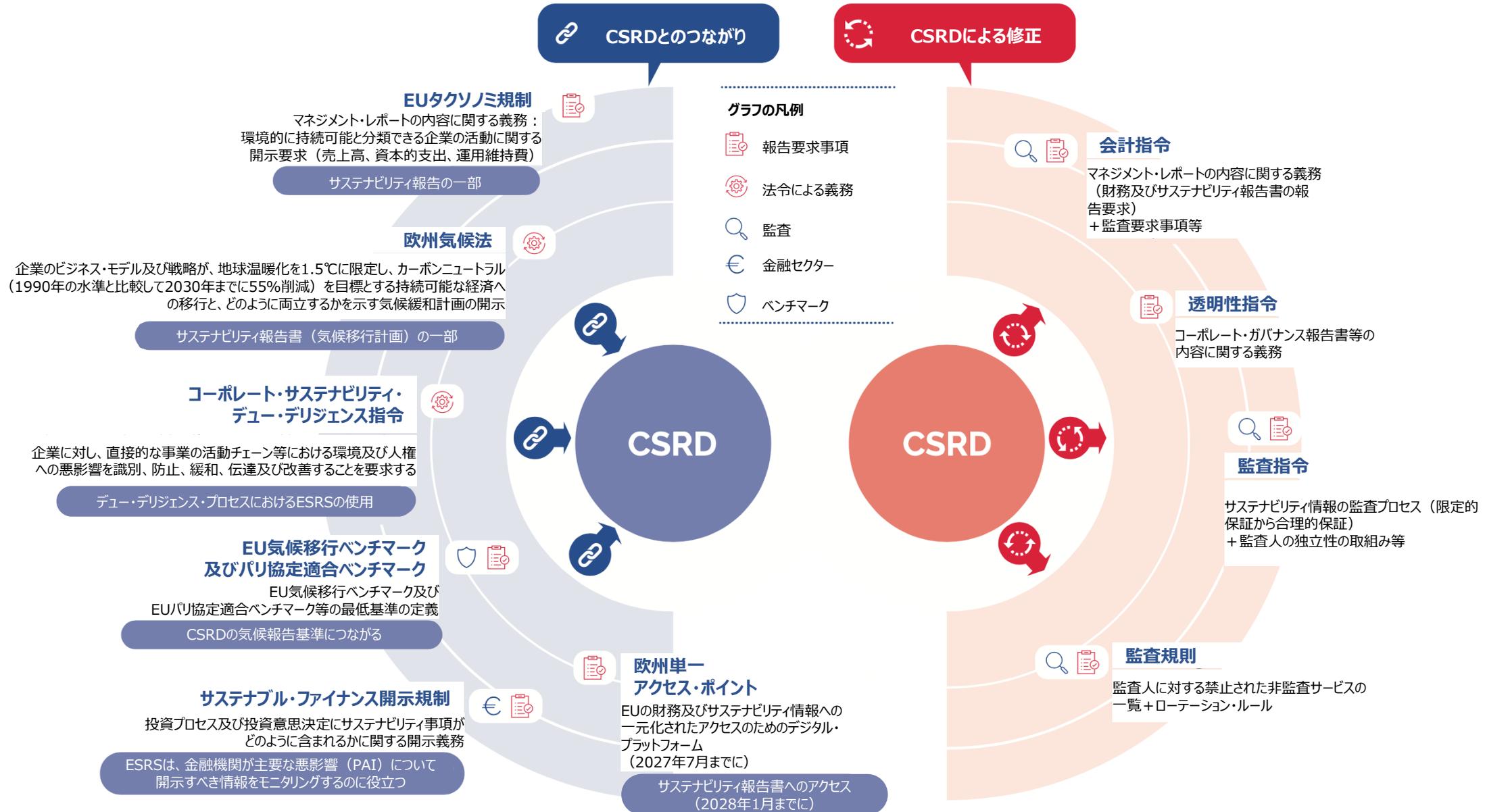
2025 2024年のデータ	2026 2025年のデータ	2027 2026年のデータ	2028 2027年のデータ	2029 2028年のデータ	閾値 (m=百万)
 大規模上場企業	 大規模企業及びグループ				<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表の合計額 (総資産) €25百万超 ・及び/又は 純売上高 (net turn over) €50百万超 ・会計年度中に500名超の従業員
 大規模上場企業、信用機関及び保険会社以外の社会的影響度の高い事業体 (PIE)					<p>次の3つの規準のうち、2つ以上を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表 (総額) €25百万超 ・純売上高 (net turn over) €50百万超 ・会計年度中に250名超の従業員
 大規模グループの上場親会社	 大規模グループの親会社				<p>加盟国の適用されるルールは保留</p>
 2年間のオプトアウトの可能性	 中小上場企業等 (SME)				<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表の合計額 (総資産) €25百万超 ・及び/又は 純売上高 (net turn over) €50百万超 ・会計年度中に500名超の従業員 (連結ベース)
 小規模で複雑でない信用機関及び中規模の社会的影響度の高い事業体又は大規模事業体					<p>連結ベースにおいて次の3つの規準のうち、2つ以上を満たす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表の合計額 (総資産) €25百万超 ・純売上高 (net turn over) €50百万超 ・会計年度中に250名超の従業員 (連結ベース)
 小規模なキャプティブ保険会社又は再保険会社及び中規模の社会的影響度の高い事業体又は大規模事業体					<p>次の3つの規準のうち、2つ以上を満たさない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表の合計額 (総資産) €25百万超 ・純売上高 (net turn over) €50百万超 ・会計年度中に250名超の従業員
	インパクト報告のみ  第三国の企業				<p>閾値  又は </p> <p>閾値  又は </p>
 範囲外 零細事業体					<ul style="list-style-type: none"> ・EUにおける純連結売上高 (net consolidated turn over) が€150百万超 ・及び純売上高 (net turn over) が€40百万を超える大規模又は上場子会社若しくは欧州支店を有する
					<p>次の3つの規準のうち、2つ以上を満たさない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・€450,000 (貸借対照表の合計額 (総資産)) ・€900,000 純売上高 (net turn over) ・会計年度中に10名の従業員

ESRSの対象となるサステナビリティ事項 (1/2)

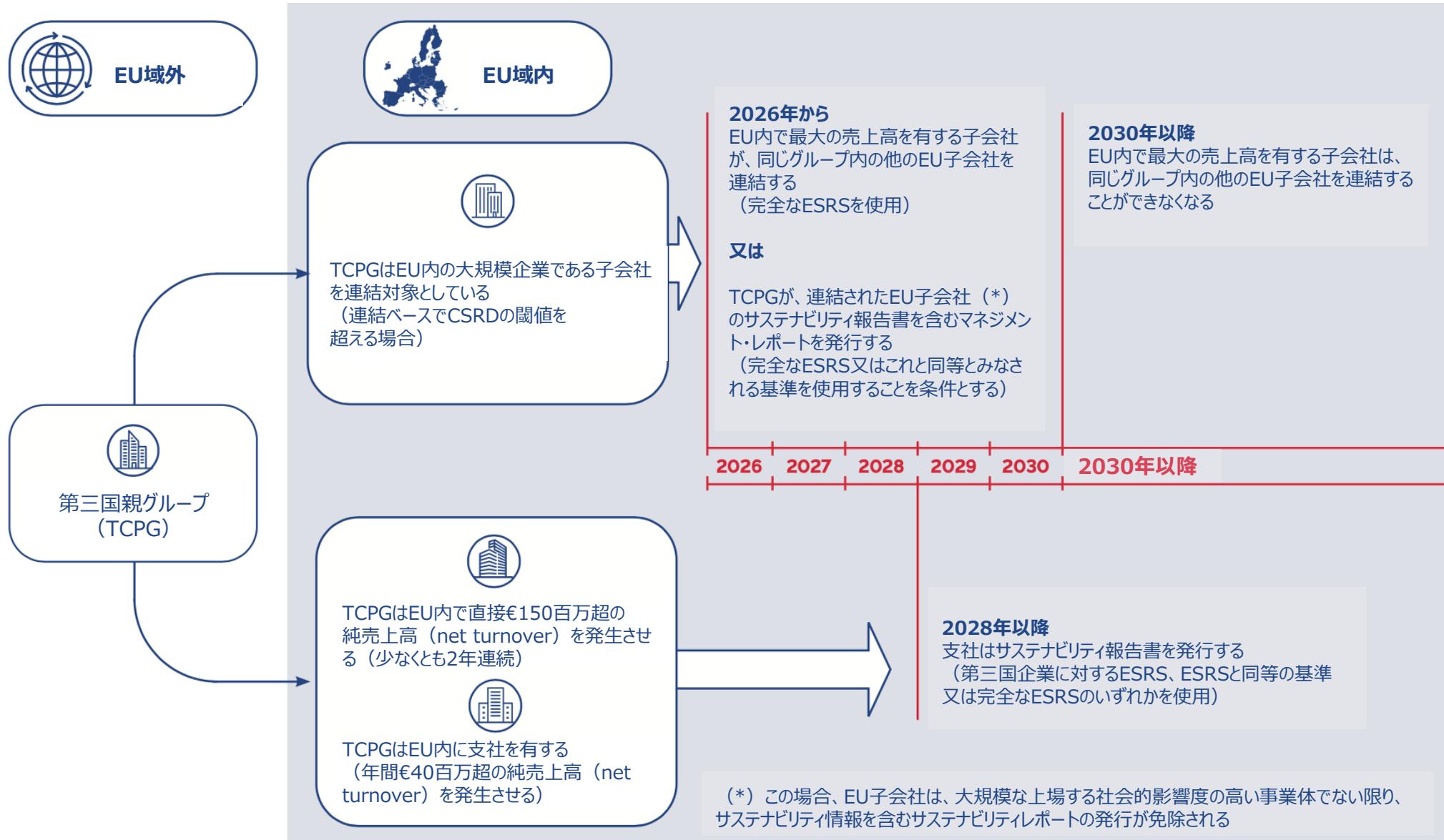


ESRSの対象となるサステナビリティ事項 (2/2)

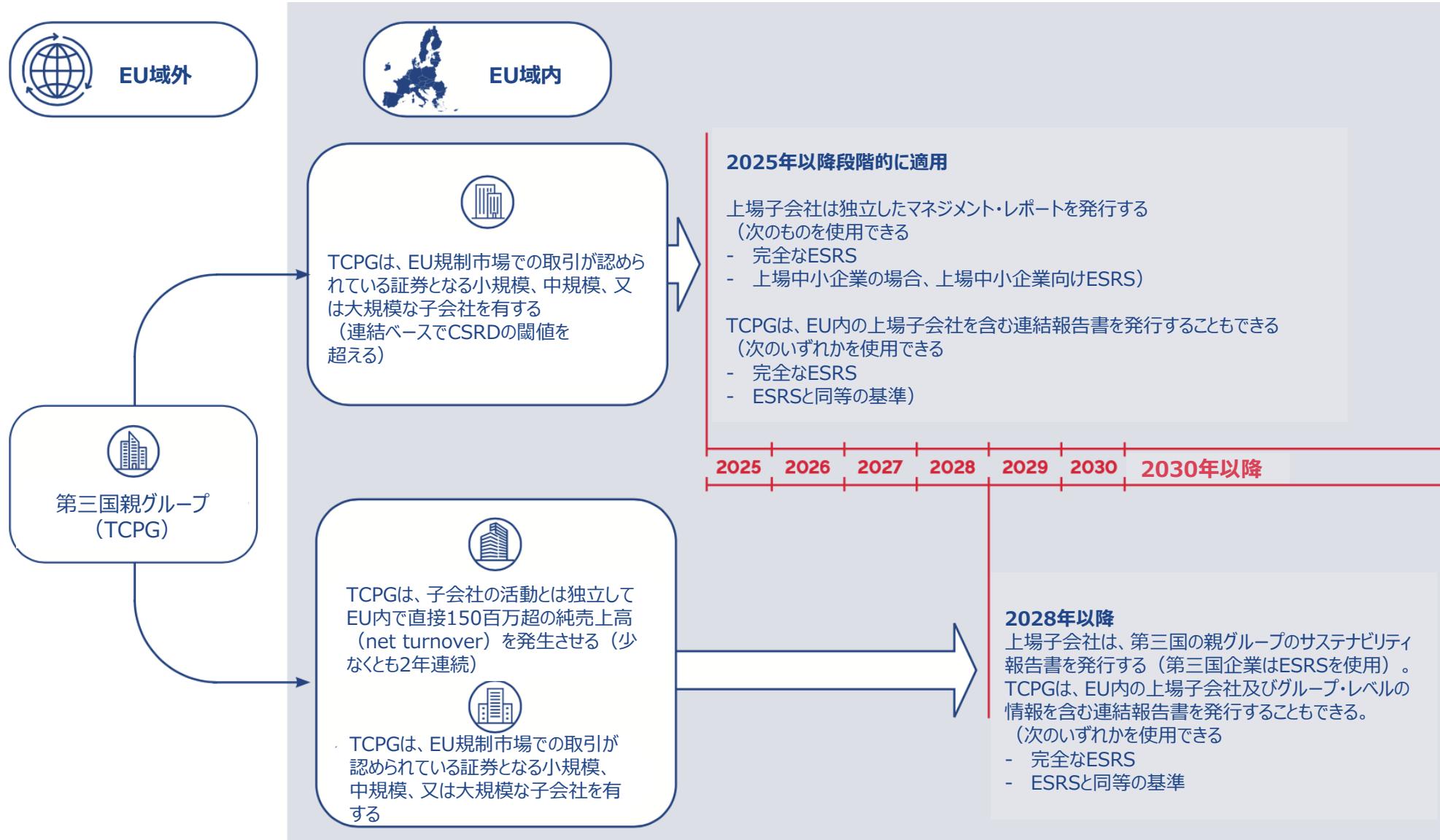




EU内に子会社又は支店を有する第三国の親会社グループの連結ルート



EU内に上場子会社を有する第三国の親会社の連結ルート



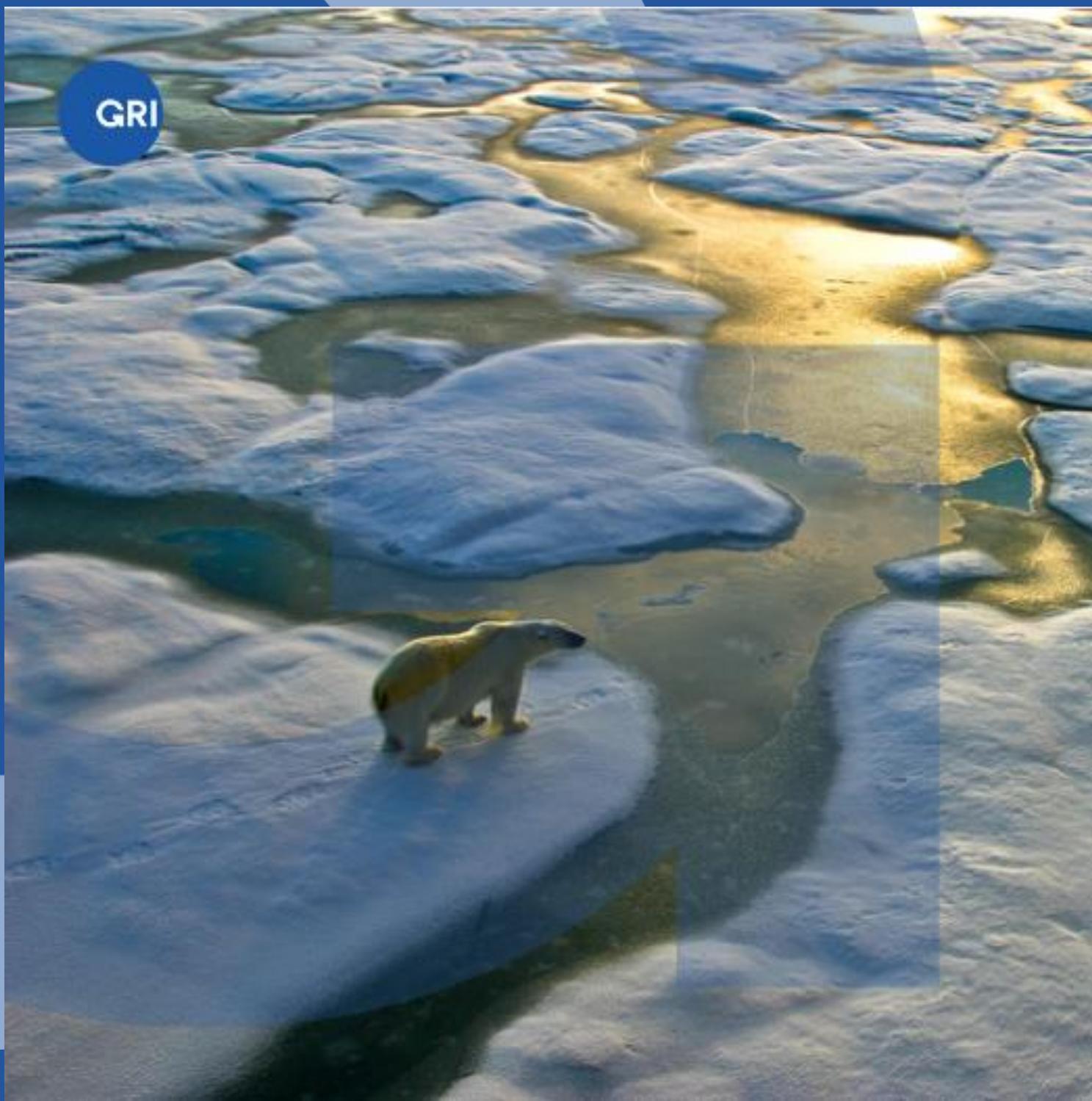
スタンダード設定のアジェンダ及び キャパシティ・ビルディングの活動

- GRIスタンダードの開発
 - 新たな項目別スタンダードの開発
 - 項目別スタンダードの改訂
 - 新たなセクター別スタンダードの開発
 - セクター別スタンダードの改訂
- GRIスタンダードの適用
 - 翻訳
 - スタンダードの解釈、FAQ及びガイダンス資料
 - デジタル・タクソノミ
- 他の基準設定主体及び国際組織との協力



開発中の項目別スタンダード

項目	スタンダード	マイルストーン
生物多様性	生物多様性	2024年第1四半期に公表済み
労働 フェーズ1	雇用 報酬及び労働時間 研修と教育 業務管理に係るスタンダードの解釈	2024年第2四半期から第3四半期公開草案
労働 フェーズ2 及び3	ダイバーシティと機会均等 非差別 結社の自由と団体交渉 児童労働 強制労働 サプライヤーの社会面のアセスメント	2025年第1四半期から第3四半期公開草案
気候変動	気候変動 エネルギー	2025年第2四半期公表
経済的インパクト フェーズ1及び2	経済パフォーマンス 腐敗防止 反競争的行為 公共政策	2024年第1四半期コンテンツ開発開始
経済的インパクト フェーズ3	間接的な経済的インパクト 調達慣行 地域経済でのプレゼンス	2025年第2四半期コンテンツ開発開始
汚染	大気への排出（開示事項305-6及び305-7） 排水及び廃棄物（開示事項306-3）	2024年第4四半期ワーキング・グループの確認及びコンテンツ開発開始

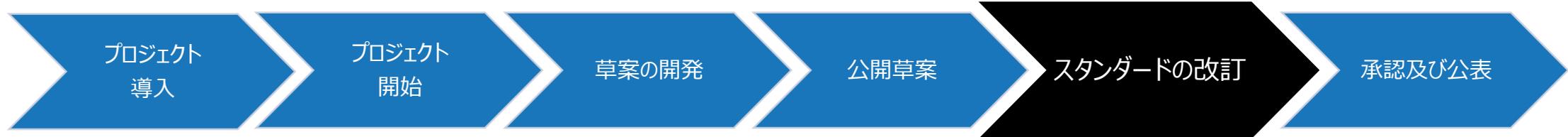


GRI

気候変動及び公正な移行 並びにエネルギーについての GRIスタンダード

気候変動についてのGRI項目別スタンダードのプロジェクト

プロジェクト日程



ステータス

- 承認のために公開草案をGSSBに提出 – 2023年11月
- 公開協議期間（PCP） – 2023年11月（COP28）から2024年2月
- コメントの分析及びTC会議 – 2024年第2四半期から2024年第4四半期
- 技術的及び編集上のレビュー – 2024年11月から2025年1月
- **GSSBによるスタンダードの承認 – 2025年3月（見込み）**
- **公表及びロール・アウト – 2025年4月以降（見込み）**

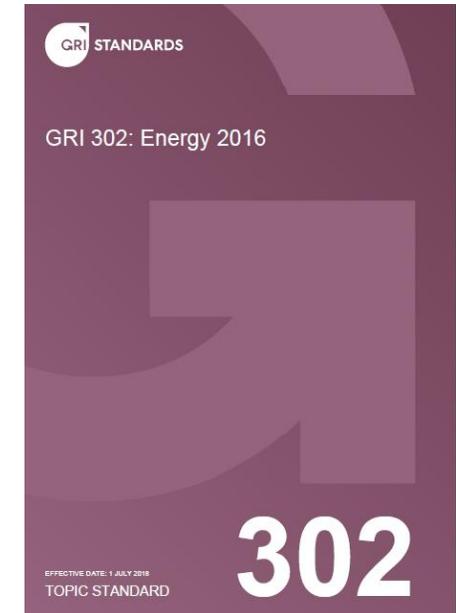
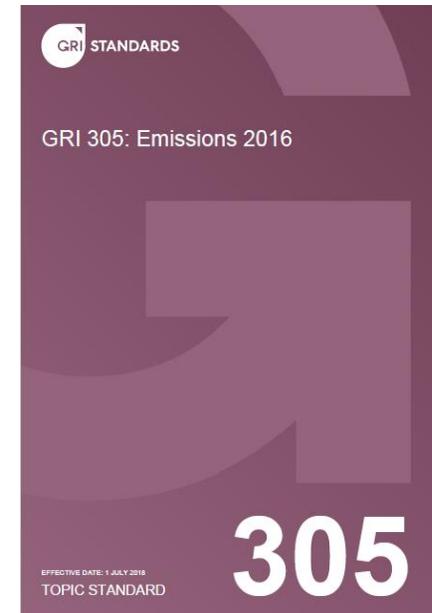
気候変動についてのGRI項目別スタンダードのプロジェクト



プロジェクトの範囲

プロジェクトの範囲:

- *GRI 305* : 大気への排出 2016 (開示事項305-1から305-5)
- *GRI 302* : エネルギー 2016
- *GRI 201* : 経済パフォーマンス 2016 (開示事項201-2 : 気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会)
- 新たな主題を含む (移行計画、カーボン・クレジット、排出目標、公正な移行)

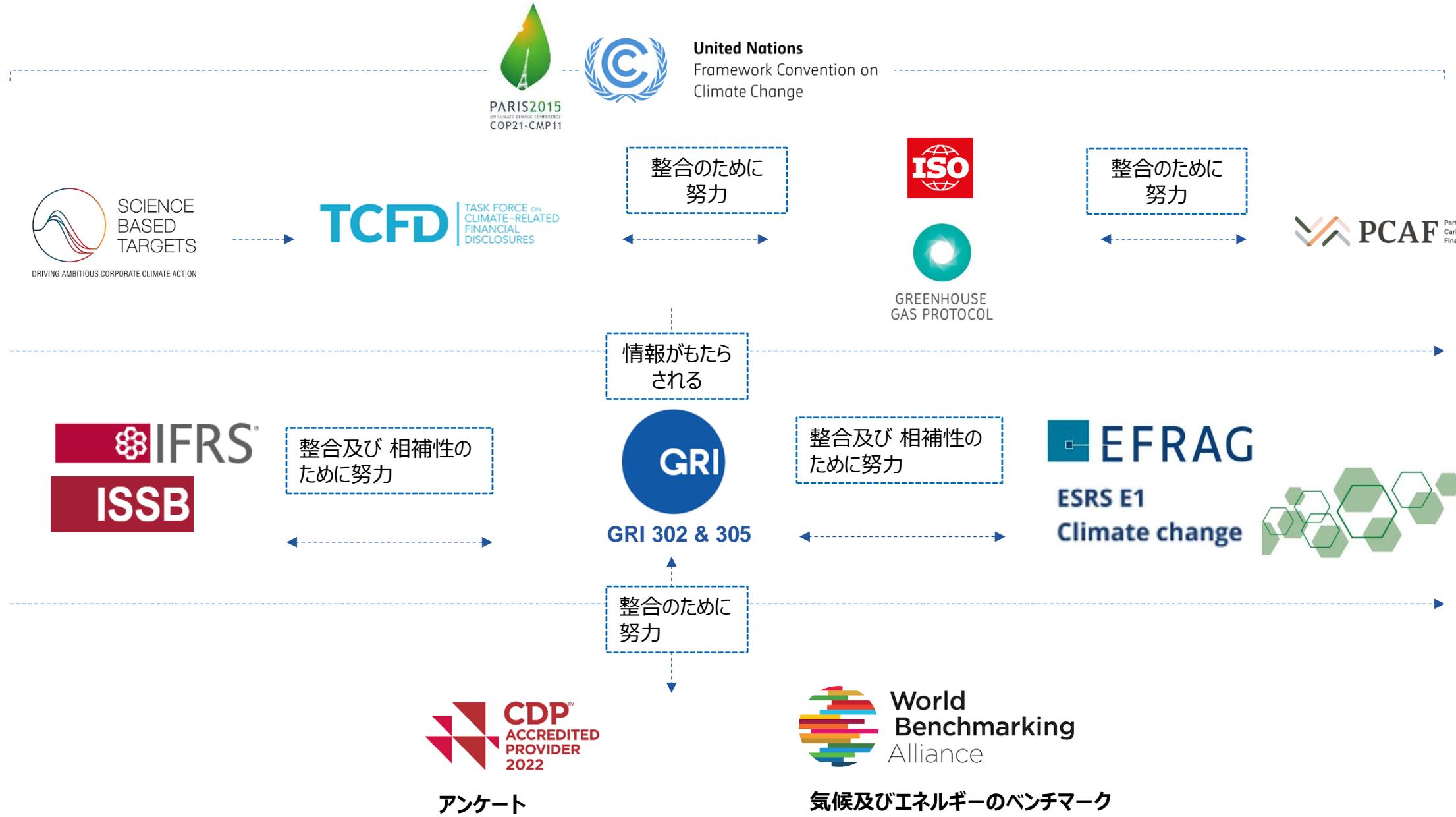


整合及び協力

イニシアティブ及び機関

基準

ベンチマーキング



主要な特徴

気候変動及び公正な移行についてのスタンダードは、組織に次のことを可能にする：

- 公正な移行についての新たな開示のもとでの、気候変動の社会的インパクトに焦点を当てる
- 排出削減目標についての年次の進捗状況を詳述する
- 気候変動に関する移行並びに適応の計画及び行動を開示する
- カーボン・クレジット及び温室効果ガスの除去について透明性をもつ

改訂されたエネルギーについてのスタンダードは、エネルギー消費量、削減、効率性及び再生可能エネルギーの調達に焦点を当てている

気候変動についてのGRI項目別スタンダードのプロジェクト

変更の概要 – 気候変動及び公正な移行についてのスタンダード

気候変動及び公正な移行についてのスタンダード	GRI 305 : 大気への排出 2016
 102-1 気候変動の緩和のための移行計画	新たな開示事項
 102-2 気候変動への適応	開示事項201-2 気候変動による財務上の影響、その他のリスクと機会の要素を取り入れた新たな開示事項
 102-3 公正な移行	新たな開示事項
 102-4 温室効果ガス（GHG）排出削減目標の設定及び進捗状況	開示事項305-5 温室効果ガス（GHG）排出量の削減の要素を取り入れた新たな開示事項
102-5 スコープ1温室効果ガス（GHG）排出量	305-1 直接的なGHG排出（スコープ1）
102-6 スコープ2温室効果ガス（GHG）排出量	305-2 間接的なGHG排出（スコープ2）
102-7 スコープ3温室効果ガス（GHG）排出量	305-3 その他の間接的なGHG排出（スコープ3）
102-8 温室効果ガス（GHG）排出原単位	305-4 温室効果ガス（GHG）排出原単位
 102-9 バリュー・チェーンにおける温室効果ガス（GHG）除去	新たな開示事項
 102-10 カーボン・クレジット	新たな開示事項

気候変動についてのGRI項目別スタンダードのプロジェクト

変更の概要 - エネルギーについてのスタンダード

新たなエネルギーについてのスタンダード	GRI 302 : エネルギー 2016
 103-1 エネルギーについての方針及びコミットメント	新たな開示事項
103-2 組織内のエネルギー消費量及び生成量	302-1 組織内のエネルギー消費量
103-3 上流及び下流のエネルギー消費量	302-2 組織外のエネルギー消費量
103-4 エネルギー原単位	302-3 エネルギー原単位
103-5 エネルギー消費量の削減	302-4 エネルギー消費量の削減及び 302-5 製品およびサービスのエネルギー必要量の削減



労働についての GRI項目別スタンダード・ プロジェクト

労働についてのGRI項目別スタンダード・プロジェクト

プロジェクトのフェーズ



フェーズ1 雇用実務及び条件

- 雇用の項目別スタンダード
- 報酬及び労働時間の項目別スタンダード
- 労働者の項目別スタンダードについて大きな変更
- GRI 2に対する、労働管理のスタンダードの解釈

フェーズ2 仕事を持つ生活及びキャリア開発

- 研修と教育の項目別スタンダード
- 働く親及び介護者の項目別スタンダード
- ダイバーシティ、インクルージョン及び機会均等の項目別スタンダード

フェーズ3 労働者の権利及び保護

- 児童労働の項目別スタンダード
- 現代奴隷及び強制労働の項目別スタンダード
- 非差別の項目別スタンダード
- 結社の自由と団体交渉の項目別スタンダード
- 取引関係における労働者の項目別スタンダード

労働についてのGRI項目別スタンダード・プロジェクト

専門委員会及びアドバイザー・グループ

労働専門委員会

- 国際労働機関 (ILO)
- 国際経営者団体連盟 (IOE)
- 国際労働組合総連合 (ITUC) 及び 国際産業別労働組合組織 (GUFs)

アドバイザー・グループ

事業会社

- Assent Inc
- IKEA
- Position Green
- Law firm Tanabe and Partners
- Ulula

機関投資家

- Norges Bank Investment Management

市民社会

- Middlesex University
- UNICEF
- University of Aberdeen Business School
- Verité

メディエーション機関

- ESG Research Institute at Kim & Chang

労働についてのGRI項目別スタンダード・プロジェクト

プロジェクトのアップデート



セット1: 雇用実務及び条件

- 2024年5月に、承認のために公開草案をGSSBに提出
- 公開協議期間は2024年6月4日から10月4日
- 最終承認は2025年第2四半期の見込み

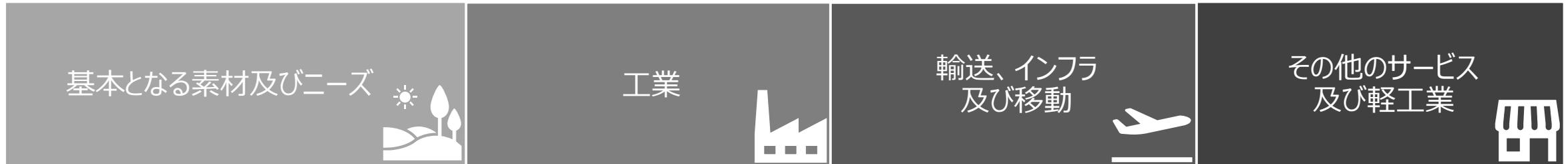
セット2: 仕事を持つ生活及びキャリア開発

- 2024年10月に、承認のために公開草案をGSSBに提出
- 公開協議期間は2025年第1四半期から第2四半期
- 最終承認は2025年第3四半期の見込み

セット3: 労働者の権利及び保護

- 2025年第2四半期に、承認のために公開草案をGSSBに提出
- 公開協議期間は2025年第2四半期から第3四半期
- 最終承認は2025年第4四半期又は2026年第1四半期の見込み

準備中のセクター別スタンダード



- 石油・ガス
- 石炭
- 農業・養殖業・漁業

- 鉱業
- 銀行
- 資本市場
- 保険
- 繊維及び衣服
- 食品及び飲料
- 公共事業
- 再生可能エネルギー
- 森林
- 金属加工

- 工事用資材
- 航空宇宙及び防衛
- 自動車
- 建設
- 化学製品
- 機械及び器具
- 医薬品
- 電機

- メディア及び通信
- ソフトウェア
- 不動産
- 輸送インフラ
- 船舶
- トラック
- 航空
- 取引、配送及び物流
- 包装

- 教育サービス
- 家庭用耐久財
- 管理型ヘルス・ケア
- 医療機器及びサービス
- 小売
- 警備サービス及び矯正施設
- 飲食店
- 商業サービス
- 非営利組織

開発中のセクター別スタンダード

セクター別スタンダード	マイルストーン
鉱業	2024年第1四半期公表
銀行	2025年第2四半期公開草案
資本市場	2025年第2四半期公開草案
保険	2025年第2四半期公開草案
繊維及び衣服	2025年第2四半期公開草案



金融サービスについての GRIセクター別スタンダード・ プロジェクト

金融サービスについてのGRIセクター別スタンダード・プロジェクト

銀行、資本市場及び保険セクターについての、3つのGRIセクター別スタンダード



銀行

- 個人向け及び商業銀行
- 融資
- 投資銀行
- 決済代行業



資本市場

- アセット・マネージャー
- アセット・オーナー（年金基金及びソブリン・ウェルス・ファンドを含む。）



保険

- 生命保険
- 生命保険以外（例えば、財産、健康、旅行、自動車、損害及び傷害）
- 再保険
- 保険仲介業者（代理店及びブローカー）

範囲外

株式取引、格付機関、不動産投資信託 (REITs)

金融サービスについてのGRIセクター別スタンダード・プロジェクト



タイムライン



- プロジェクト導入 – 2023年2月、最終のプロジェクト・プロポーザルのGSSBの承認
- プロジェクト開始 – 2023年7月、3つの専門委員会のGSSBの承認
- 草案の開発 – 2023年9月、最初の専門委員会の会議でキックオフ
- 2024年4月、アムステルダムにおいて専門委員会との対面会議を開催
- 2025年1月（見込み）、公開草案をGSSBに提出

金融サービスについてのGRIセクター別スタンダード・プロジェクト



マルチステークホルダーによる専門委員会

事業会社

- UBS
- Natwest
- HSBC
- DBS
- Citibanamex
- Access Bank
- Vancity
- State Street
- Robeco
- APB Pension Fund
- Boston Common
- QBE
- ICMIF
- NN Group
- Liberty Mutual
- Gallagher Re

市民社会

- Southern Africa Resource Watch
- WWF
- AIDIS Argentina
- Natural Resource Governance Institute

機関投資家

- Principles of Responsible Investment (PRI)
- Moody's
- S&P Global
- Sustainalytics
- MSF Investment Management
- Sura Investment Management
- Swiss Stock Exchange (SIX)
- Singapore Stock Exchange

メディエーション機関

- Central Bank of Georgia
- South African Reserve Bank – Insurance Regulator
- Moroccan Capital Markets Authority
- Shift Project
- UNEP FI – Principles of Responsible Banking
- UNEP FI – Principles of Sustainable Insurance
- EY
- ERM

労働者

- UNI Global Union

メンバーの紹介は、[こちら](#)からご覧になれます。

プロジェクト	時間軸
パブリック・セクター	2024年6月、 GSSBとの最初の 議論
デジタル化、データ保護、サイバーセキュリティ、人工知能及び プライバシー	2024年10月、 GSSBとの最初の 議論
国際人道法	未定

プロジェクト	時間軸
GRIスタンダードXBRLタクソノミ	2024年第4四半期公表
	GSSBの議論を2024年に継続
インパクトから生じるリスク及び機会を識別するためのガイダンス	生物多様性又は自然報告に関するケース・スタディについて、TNFDとの継続的な共同作業

支援の領域

GRIは、報告が成功するようにプロフェッショナル及び組織を支援する

報告サービス

GRI報告をレビューし、GRI開示とESRS、SDGs及び他の基準に基づく開示を連携させる

GRIコミュニティ

専門的知識へのアクセスとピア・サポートの機会を提供する、サステナビリティ・プロフェッショナルのグローバル・ネットワーク



ライセンス

GRI検証済みのサステナビリティ/ESGソフトウェアのディレクター、及びソフトウェア企業が基準の使用許諾を得るためのルート

教育

オンライン及び対面で利用可能な専門的な研修及び認証

これらのコア・サービスによる収入はGRIの作業及び独立性の維持を支援する

GRI報告者向けのESRS支援

ESRS報告を作成するために、GRI報告の知識を活用する



ESRS認証プログラム への参加

- 既に3つのコースが利用可能 -

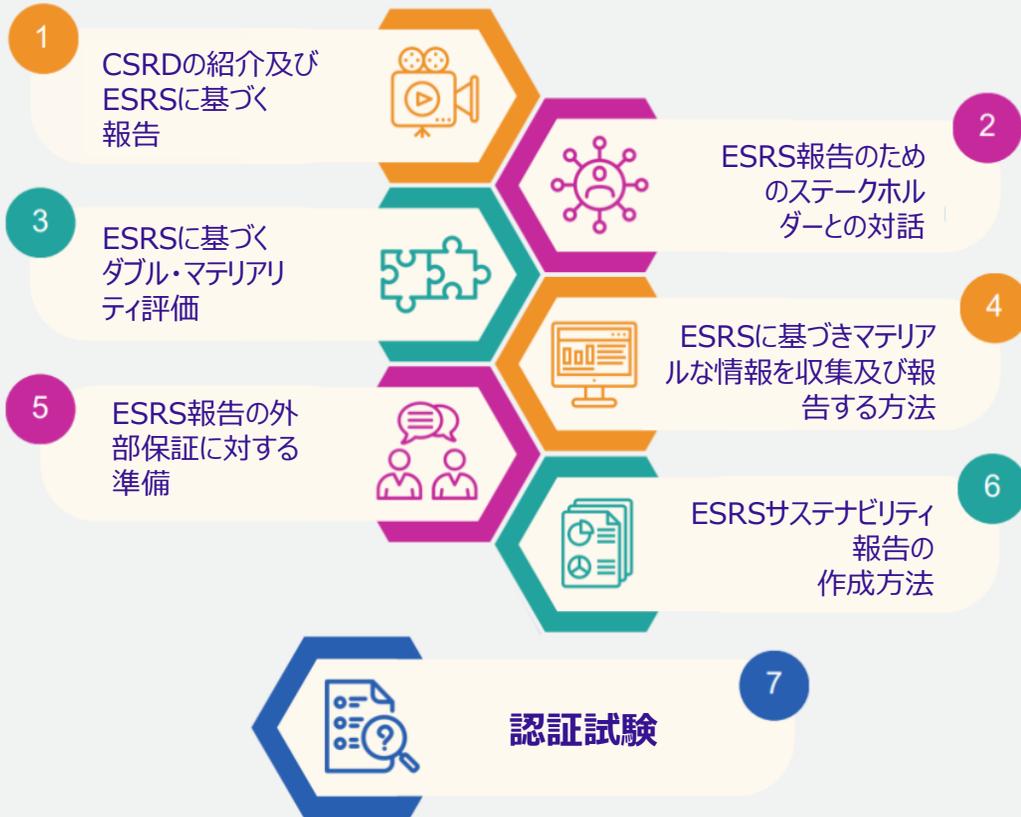
データ・ギャップ分析の支援

- GRI報告サービスへの申込み -



ESRS認証プログラム

インパクトがあるサステナビリティ報告を習得



GRIとESRSの連携に関するサービス

- GRIコンテンツ・インデックスを提出し、GRIとESRSの開示の連携に関する包括的な概要を入手
- 既存のデータ・ポイントの使用方法及び適応方法に関する、実務的なフィードバックを入手
- マテリアルな項目を基礎として、ESRSの義務化された構造に沿った、報告の潜在的な再構築の提案を受領

Welcome to the GRI Academy

I want to become a GRI Certified Sustainability Professional

Certification

The GRI Professional Certification Program is a sustainability curriculum that delivers globally applicable professional development on the GRI Standards.

I want to know which courses to take to extend my certification

Recertification

To maintain their certification status, GRI Certified Sustainability Professionals need to continue their education by taking additional training courses.

I want to know what training courses the GRI Academy offers

Courses

If you are looking for training on sustainability reporting, assurance or related topics, click here to find the courses that match your interest.

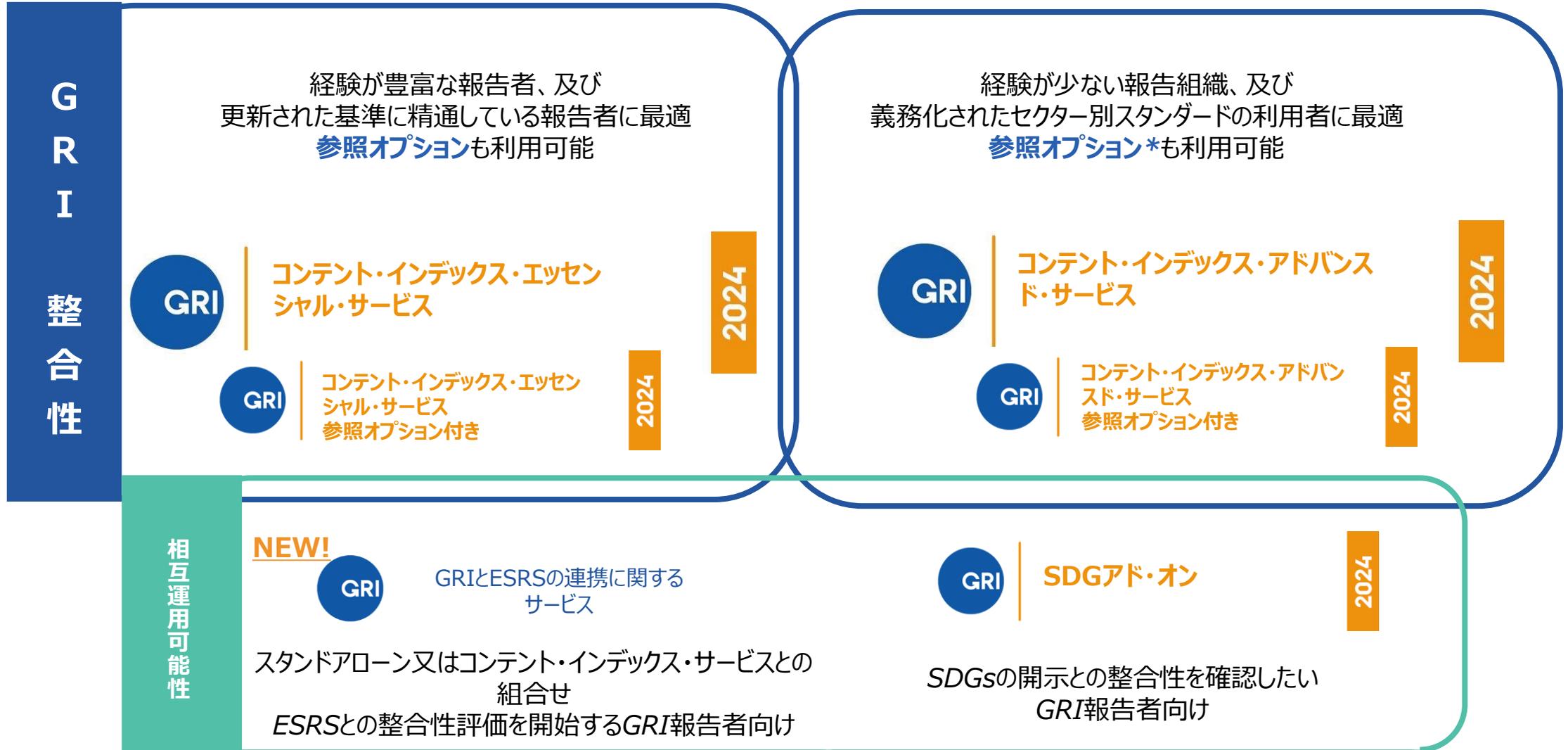


GRI ACADEMY

-  GRI プロフェッショナル認証プログラム
-  ESRS 認証プログラム (進行中)
-  報告の動向、セクター別スタンダード、項目別スタンダード、保証などに関する個別のコース

報告サービス：GRIの整合性及び相互運用可能性に関する支援

GRI報告者への提供 – GRIコミュニティ・メンバー、非営利、中小企業に適用される割引



ご清聴ありがとうございました



www.globalreporting.org

